

2 管理運営の状況

(1) 調査の対象、実施方法、内容及び目的について

調査票による調査の対象、実施方法、内容及び目的

久留米市内に設置されている「 1 (4) 監査の対象」において監査対象とした公の施設を調査の対象とし、それを指定管理者制度が導入されている施設のうち、公募により指定管理者が選定されている施設（公募施設）及び公募によらず指定管理者が選定されている施設（非公募施設）並びに導入されていない施設（未導入施設）に分類し、

- ・ 調査票 A...全ての施設に共通する基本的な情報及び未導入施設における導入されていない根拠など
- ・ 調査票 B...公募施設における指定管理者選定の状況及び非公募施設における公募が行われなかった理由等並びに公募施設及び非公募施設における管理運営・事業実施状況など

について、記入及び選択方式のアンケートの形式によって、それぞれが該当する部分を作成し、提出を依頼した。

今回の調査の目的は、公の施設全体、ひいては市全体において、指定管理者制度を運用する際の解釈にどのような傾向があるのか、あるいはどの程度浸透しているかについて、概略的に把握することである。

そのため、指定管理者制度の導入時点における考え方から、施設の管理運営及び事業実施に要する諸経費の推移、事業報告及びモニタリングの状況など、調査項目を広範囲に設定したため、項目毎の内容を深めるまでには至らなかった部分もあると同時に、回答を容易にするために、選択式の質問項目を多くしたこともあり、施設によっては明確に判断ができない場合もあったと思われることから、一部を除き、回答内容をもとに個別の施設に対する指摘は行わないこととした。

なお、以降において施設の単位として記している「件」は、複数の施設を一括して記載しているものを1つの「まとめり」として考える場合に用いているものである。

個別監査の対象施設の抽出方法及び監査の実施方法、内容及び目的

上記の公募施設、非公募施設及び未導入施設といった分類に加えて、総務省が実施した『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査』に準拠した施設の内容により分類（基盤施設、文教施設、医療・福祉施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設）を行い、これが偏らない等に留意しながら、多くの市民が利用している15件46施設を抽出して監査対象とした。なお、施設名等については「 1 監査の概要」に掲載した「[別表]個別監査対象施設」を参照されたい。

これらの施設について、所管部局及び指定管理者から、選定から指定に係るプロセスや、管理運営、事業実施、モニタリング及び事業報告に関する資料の提出を受け、調査票による調査の結果を参考にしながら、所管部局に対しては原則として庁内でのヒアリング、指定管理者に対しては現地調査を兼ねて施設に赴きヒアリングを実施し、全体調査の補完及び疑問点の確認などを行った。